

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	〇 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	二七〇
告示	〇 新たな土地改良事業を行うことを認可した件	二七〇
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件	二七〇
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件	二七〇
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件	二七〇
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件	二七〇
	〇 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件	二七〇
公告	〇 任意契約の相手方を決定した件	二六九
	〇 福島県教育委員会	二六九
	〇 福島県指定重要文化財として指定する件	二六八
	〇 福島県指定重要文化財の指定を解除する件	二六八
	〇 福島県公安委員会	二六八
	〇 福島県道路交通規則の一部を改正する規則	二六八
	〇 福島県人事委員会	二六八
	〇 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	二六八
規則	指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。	二六八

令和元年十月十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則（昭和三十九年福島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一株式会社東邦銀行会津支店の項中「会津若松市大町一丁目」を「会津若松市大町」に改め、同表株式会社東邦銀行会津本町支店の項中「会津若松市本町」を「会津若松市大町」に改める。

附 則

この規則は、令和元年十月二十一日から施行する。

（出納総務課）

告 示

福島県告示第三百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、梁川町土地改良区が梁川地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、令和元年十月二日認可した。

令和元年十月十五日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する旨の旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町熱塩字寺山甲一一六七の一五（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和元年十月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 喜多方市熱塩加納町熱塩字寺山甲一一六七の八、甲一一六七の一八
 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和元年十月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 耶麻郡磐梯町大字磐梯字磐梯山六六七八の一、六六七八の五、六六七八の八から六六七八の一二まで、六六七八の二一、六六七八の三六、六六七八の三八
 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐は、択伐による。
 (二) 主伐として伐採をすることができ立木は、磐梯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
 令和元年十月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡磐梯町大字磐梯字磐梯山六六七八の二八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、磐梯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び磐梯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
旧長倉部落共有

二 通知の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津若松市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年十月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

- 山浦俊 小沼虎千代 尾崎久衛 寺崎作十郎 高野久信 鹿目齊宮 大隈保 嘉藤千代 板橋清馬 板橋刃美 島影國雄 峯岸忠亥 穴澤幸 増井嘉吉 井関等 山口啓越 井関鉄雄 山田二三夫 島影俊雄 遠藤直江 内川由寛 内川保則 三國久吾 三國兵馬 高橋喜與四 菊地茂 山中緑 佐藤小新 五十嵐利雄 佐藤茂 板橋ハルイ 佐藤忠義 佐藤昌榮 矢部義雄 栗城一雄 渡部品三 白井傳己 深谷康男 内川政蔵 菊地義源 大竹久美 永井初江 大竹喜一 山田勝美 菊地能鉄 山田善作 遠藤藤江 安田沢世 白井敏夫 高橋庄松 山中喜己男 渡部隆三 古田紀悦 峯城憲治 佐藤静夫 大竹龍雄 三鈷八百次 島影富士子 山浦俊 穴澤卯一郎 深谷元義

二 通知の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十一年農林水産省告示第六百七十七号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第119号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（会計年度任用職員等関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年10月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（会計年度任用職員等関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年9月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
152,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（職員業務課）

福島県公安委員会

（文化財課）

旧岡崎家住宅	名 称
一棟	員 数
株式会社 神保	所 有 者
地 会津若松市扇町三八番	所 有 者 の 住 所
六八六番地六	所 在 の 場 所

建造物の部

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第四号
福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第五条第一項の規定により、次の福島県指定重要文化財の指定を解除する。
令和元年十月十五日

（文化財課）

八槻都々古別神社 本殿・隨身門	名 称
二棟	員 数
宗教法人 都々古別神社	所 有 者
東白川郡棚倉町大字八 槻字大宮二四番地	所 有 者 の 住 所
東白川郡棚倉町大字 八槻字大宮二四番地	所 在 の 場 所

建造物の部

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第三号
福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の規定により、福島県指定重要文化財として、次のとおり指定する。
令和元年十月十五日

福島県教育委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月15日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第6号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号アに次のように加える。

(カ) タンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車を用いる。）に運転者以外の者1人を乗車させている場合

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

（交通企画課）

福島県人事委員会

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

福島県人事委員会

委員長 齋 藤 記 子

福島県人事委員会規則第五号

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

規 則

市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十七条の二第一項に規定する選考によることを妨げない場合として人事委員会規則で定める場合は、職員を次に掲げる職に採用しようとする場合とする。

一 かつて学校栄養職員又は事務職員であつた者をもつて補充しようとする職でその者がかつて正式に任命されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

二 法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者をもつて補充しようとする職

三 その他人事委員会が採用試験によることが適当でないと認める職

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（採用給与課）